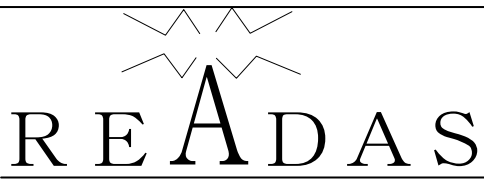


第 5130 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年12月17日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 相続で取得した土地の譲渡

Q：相続で取得した土地を譲渡する場合には特例があるそうですが、どのようなものなのですか？

A：相続税の取得費加算といわれるものです。

【解説】

この特例は、相続税の取得費加算といわれているもので、相続又は遺贈により財産を取得した個人が、相続税の申告期限の翌日以降3年を経過する日までに、相続財産を譲渡した場合には、一定の金額をその譲渡した資産の取得費に加算して、譲渡所得を計算することができるというものです。土地等を譲渡した場合の取得費に加算する金額は、平成26年までに取得したものか、平成27年以後に取得したものかで次のように取り扱われることになっています。

- ①平成26年12月31日までに相続等により取得
確定相続税額×(相続又は遺贈により取得した土地等の全部の価額+相続開始前3年以内に贈与があった土地等もしくは相続時精算課税を適用した土地等の価額-物納した土地等)÷相続税の課税価格
※譲渡者ごとの金額に基づいて計算します。
※取得費に加算される金額は、譲渡した土地等の譲渡益が上限になります。
- ②平成27年1月1日以後に相続等により取得
確定相続税額×譲渡した土地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入された価額÷相続税の課税価格

